

第 7 回微量 PCB 廃棄物処理事業に係る地域環境委員会議事要旨

1. 日時:平成 26 年 2 月 4 日(火) 15:00~16:15
2. 場所:ホテルイースト 21 東京 3 階 牡丹の間
3. 出席者:【委員】 浦野委員長、織副委員長、山根委員、綾部委員、榎本委員、木下委員、小安委員、
土屋委員、堀田委員
【事務局】 東京電力(株) 吉田、遠藤 他
東京臨海リサイクルパワー(株) 谷島、菅原、柄沢、 他
【傍聴者】 3 名
4. 議事

資料3に基づき、微量PCB 汚染絶縁油の処理状況、環境関係モニタリング状況、安全対策(教育・訓練、災害事例、設備不具合)、その他として不適合フォロー状況、災害廃棄物処理状況について報告した。主な質疑、意見等は以下のとおり。(「○」:委員、「□」:事務局)

(1)微量 PCB 汚染絶縁油の処理状況

①平成 26 年度処理計画について

- TEPCO および一般事業者分の微量 PCB 汚染油の処理状況(残量)について教えて頂きたい。
- TEPCO として現在保有している微量 PCB 汚染絶縁油の量は 10 万 KL 程度とみており、3. 11以降の TEPCO の収支悪化により処理量が低下してきたが平成 26 年度以降は処理量を増加させ PCB 特措法の期限内に処理を終了する予定である。
一般事業者分については当初保有量が 15,000tと聞いているが、弊社設備での処理量は90t程度となっている。一般事業者は油としての保有量が少なく容器(トランス等)と一緒に処理ができれば処理したいとの声がある。現在、千葉県内に容器ごと処理が可能な設備が認可された為、今後処理が推進されるのでは？と考えている。
- 東京都としては一般事業者分の処理推進方策として、分析費、処理費の助成制度を設けており、環境省へも積極的に事業者が処理の大臣認定を取れるように働きかけを行っているところである。また、処理方法についても焼却以外の方法を模索しているところである。(東京都)
- 実際に処理を促進するには一般事業者の保有する微量 PCB 汚染絶縁油量が少量であることから、ドラム缶での受入や、集積所を設け積み替えを行うなどの方策が有効であると考え。微量 PCB 汚染絶縁油の積み替えについては大気へ放出される PCB も環境負荷を与えるものではないため技術的に可能であり、現在都内事業者が保有している微量 PCB 汚染絶縁油を抜油するだけでも漏油のリスクを低減できる。
また、助成制度についても 3 年前から PR を行っているが制度が有効に使われていない。価格的な問題も含め、処理の推進について東京都と事業者がタックを組んで検討頂けるとありがたい。

(2)環境関係モニタリング状況

①排ガスのモニタリング結果について

- H25/11 の測定結果が“0”とあるが定量下限値が示されていないのは何故か？
- 計量証明書の値を転記している。今後、標記方法について分析機関と相談したい。

(3)安全対策(教育・訓練、災害事例、設備不具合)

①訓練について

特になし

②災害事例について

特になし

③設備不具合について

○不具合の内訳について教えて頂きたい。

□前回の委員会以降についてはスラグ分離コンベア関連が3件、ボイラ水管損傷が2件である。平成25年度全体ではボイラ水管損傷が5件と一番多くなっている。

○ボイラ水管損傷トラブルについては一般的におこりうる事象であり、対策についても知見があるのでは？

□資料中の説明にもあったとおり、応力が集中する溶接部での損傷発生頻度が高いことがわかってきた。そこで溶接方法の見直しや、肉厚測定に基づく弱点部位の取替え等の対策を実施している。これらの取り組みにより今後、同様のトラブル件数は減少すると考える。

○サービスタンクについては損傷原理については理解できたが、何故このようなミスが起きたのか？他社の最近のトラブルを見ても施工者の技術力低下による事象が多く見受けられる。

発注者としても施工者任せとせず、しっかりと監理する事が必要だと考える。また運転中にトラブル発生の予兆があれば、それに気付く技術力も必要。

□発注者としてしっかり品質管理の向上に努めて参りたい。

(4)その他

○TRPは廃棄物処理事業者として横並びに見ても真摯に事業を行っていると感じている。

引き続き宜しくお願ひしたい。

□次回の地域環境委員会については7月を予定している。



以上